

衆議院環境委員会ニュース

平成 22.5.25 第 174 回国会第 13 号

5月25日(火)、第13回の委員会が開かれました。

1 環境影響評価法の一部を改正する法律案(内閣提出第55号)(参議院送付)

- ・小沢環境大臣から提案理由の説明を聴取しました。
- ・小沢環境大臣、田島環境副大臣、舟山農林水産大臣政務官、近藤経済産業大臣政務官、三日月国土交通大臣政務官及び大谷環境大臣政務官に対し質疑を行いました。

(質疑者及び主な質疑内容)

玉置公良君(民主)

- ・環境に関する調査や情報の整備に国を挙げて取り組んでいく必要があると考えるが、小沢環境大臣の所見を伺いたい。
- ・環境省及び農林水産省は農地や林地等の土壌に関する情報のデジタル化を環境影響評価(環境アセスメント)の実施のためにも推進していく必要があるのではないかと。
- ・環境影響評価法の対象事業に追加予定の風力発電所に係る対象要件の検討に当たっては、騒音、低周波やバードストライク等の問題があることを踏まえ、これらを考慮した要件を設ける必要があると考えるが、これに対する政府の検討方針を伺いたい。

- ・本改正案により導入される事業実施前の手続である計画段階配慮事項の検討(戦略的環境アセスメント:SEA)については、事業者にとって大きな負担となると考えられることから、複数案の検討等の手続が形式的なものになってしまうのではないかと懸念がある。こうした懸念もある中で、本改正案においてSEAをなぜ導入することにしたのか、その背景について伺いたい。
- ・本改正案により、環境大臣の意見を提出する機会が拡充されるに当たり、各自治体での条例によるアセスメントにおいて有識者からなる審査会等の第三者機関が設置されている現状を踏まえ、国においても審査会等の設置の必要があると考えるが、いかがか。

山崎誠君(民主)

- ・環境を守ることが、経済の後押しをする面と、経済と対立する面とがあると考え、環境と経済の統合をどのように図っていくか、小沢環境大臣の見解を伺いたい。
- ・原子力発電所からの温排水については、全国一律の測定基準の設定等が難しく環境影響の予測も困難であるが、これまで経済産業省は事業者に対しどのような指導を行ってきたか。また、そのような状況の中で環境省はどのように対応してきたか、伺いたい。
- ・事業者が行う事業アセスメントには限界があることから、事業アセスメントについて規定する環境基本法第20条を見直し、国の関与を含めたより上位の段階での環境影響評価制度の創設を検討していく必要があると考えるが、小沢環境大臣の所見を伺いたい。

吉泉秀男君(社民)

- ・環境影響評価法の制定時と本改正案審査時において、法の対象事業種及び対象事業規模が変更されていない理由について伺いたい。